

佐賀市空き家リノベーション事業助成金申請の手引き

(募集要項)

—令和8年度—

【問い合わせ・書類提出先】

佐賀市都市戦略部都市政策課空き家対策室

〒840-8812 佐賀市栄町1番1号

TEL:0952-40-7174 FAX:0952-26-7376

Email:toshi@city.saga.lg.jp

1 趣旨

空き家をまちの魅力となるスポットに変化させ、「観光」、「しごと」、「コミュニティ」などのカテゴリで、まちの暮らしを支える資源のひとつとして機能させる優良な事例及び先進的な事例を創出することにより、居住用の空き家を事業用に改修し、有効活用を行う事業の普及啓発を図ります。

2 用語の定義

・空き家

助成事業を実施しようとする際に居住その他の使用がなされていない建築物をいいます。

3 助成事業者

助成金の交付対象者は、佐賀市の区域内に所在する空き家を所有する者又は所有者と賃貸借契約を結ぶ者若しくは空き家の所有者から委任を受けた者とします。

4 助成要件（要綱 4 条・別表第 1）

- (1) 申請者に佐賀市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（佐賀市暴力団排除条例（平成 2 4 年佐賀市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (3) 佐賀市内の一戸建て住宅（専用住宅又は併用住宅（床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものに限る。））であること。
- (4) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）その他関係法令に適合した建築物であること。
- (5) 空き家を活用することについて、当該空き家の所有者の同意を得ていること。
- (6) 申請時点で、物件の活用方法、活用者等に見込みが立っていること。
- (7) 改修後は、周辺に波及効果が見込まれるモデル施設として 5 年以上活用すること。
- (8) 未登記の建物でないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (10) 公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

5 助成内容（要綱 4 条・別表第 2）

(1) 助成対象経費

・改装工事費

（内装工事、間取り変更工事、給排水工事、電気・ガス工事、既存設置物の撤去処分費、設計費など）

・外構に関する工事費

- ・屋根及び外壁に関する工事費

(2) 助成対象とならない経費

- ・企画を検討する費用、事前の調査費
- ・土地・建物の購入に係る費用
- ・講師招致の費用や視察等の費用、広報費
- ・イベント活動費、飲食費
- ・机椅子などの什器、パソコンなどの備品購入費
- ・リース費用、光熱費、人件費、交通費、出張旅費

(3) 限度額等

助成対象経費の1/2以内とする。

※ 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる。

- ① 改装工事費に対する助成は200万円を限度とする。
- ② 外構に関する工事費及び屋根及び外壁に関する工事費に対する助成は合わせて100万円を限度とする。
- ③ 改装工事費、外構に関する工事費及び屋根及び外壁に関する工事費に対する助成の合計は200万円を限度とする。

6 助成対象期間

交付決定日から令和9年3月15日（月）までに完了する事業を助成対象とします。

7 申請手続き

(1) 募集期間

受付開始：令和8年5月1日（金）

受付締切：令和8年7月31日（金）17：00（必着）

(2) 提出書類（★：対象者のみ）

- ・交付申請書【様式第1号】
- ・事業計画書【様式第1号別紙1】
- ・収支予算書【様式第1号別紙2】
- ・事業経費の配分表【様式第1号別紙3】
- ・誓約書【様式第1号別紙4】
- ・空き家の事業用途での活用に係る企画提案書（自由様式・課題1～3は記載必須）
 - 課題1「空き家の改修概要」
 - 課題2「空き家改修後の施設運営及び管理方法の提案」
 - 課題3「改修後の施設のまちにおける機能及び効果」

※ 助成の対象として選定された応募者の企画提案書は公開することを前提とします。

- ・助成事業の概要がわかる資料（位置図、配置図、平面図、立面図、付近見取り図等）

- ・現況の写真（外観及び内観）
- ・工程表
- ・空き家の所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）
- ・賃貸借契約書の写し（空き家の所有者と助成事業を実施する者が異なる場合）★
- ・空き家の所有者全員の空き家の活用についての同意書【様式第1号別紙5】★

(3) 提出部数 1部

(4) 提出先

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市都市戦略部都市政策課空き家対策室（本庁6階）

(5) 提出方法

持参または郵送により、紙にて提出

(6) その他

- ・提出された申請書類や添付書類等は一切返却しません。
- ・申請に要する費用は応募者負担とします。

8 選定方法

書類審査と選定委員会による選定を行い、助成事業を決定します。

(1) 書類審査

次の①～④の項目について提出書類をもって審査します。

- ①補助事業者の資格を有しているか
- ②提出書類は正しく具備されているか
- ③失格事項（下記参照）に該当していないか
- ④その他募集要項等に反していないか

(2) 選定委員会（公開プレゼンテーション）

選定委員会を開催し、公開プレゼンテーションを実施の上、審査基準に基づき、申請者の企画提案内容を審査します。（令和8年8月開催予定（決定次第お知らせします。））

- ※ 選定委員会の開催時間等は、書類審査を通過した申請者に個別に通知します。
- ※ 複数の申請があった場合、審査結果に基づき、総合点数の高い提案から、予算の範囲内において選定します。
- ※ 審査結果（総合点数等）が著しく低い場合は、対象事業を選定しない場合があります。
- ※ 審査結果は、選定可否のみを通知し、具体的な審査内容は非公表とします。
- ※ 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けません。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合、「失格」として扱い、選考対象から除外します。

- ①提出書類に関すること
 - a)申請方法を遵守せずに提出されたもの

- b)虚偽の内容が記載されたもの
- c)助成対象とならない経費が算入されたもの
- ②申請者に関すること
 - a)助成対象者となる要件を満たしていない場合
 - b)申請者及びその関係者において、不法または不正な行為があった場合

9 審査基準

委員会において、以下に掲げる基準に基づき評価を行います。

- (1) 事業目的との整合性
- (2) 計画性
- (3) 波及効果
- (4) 継続性
- (5) 業務遂行能力

※ 詳細は、別添「審査基準」をご参照ください。

10 助成事業選定後の流れ

(1) 助成金交付決定の通知

助成事業に選定された事業者には「交付決定通知書」をもって通知します。なお、内容の精査により交付決定額が交付申請額から減額される場合があります。

(2) 助成事業の実施

上記(1)の交付決定後、適切に補助事業を実施してください。また、助成事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告するとともに「変更承認申請書【様式第5号】」等を提出し、事業変更手続きを行ってください。

※ ただし、助成目的及び効果に関係しない程度の事業計画の軽微な変更であって、助成金額に変更を及ぼさない場合は、事業変更手続きを行う必要はありません。

(3) 実績報告書の提出

① 提出書類

- ・実績報告書【様式第6号】
- ・事業報告書【様式第6号別紙1】
- ・収支決算書【様式第6号別紙2】
- ・事業経費の配分表【様式第6号別紙3】
- ・工事請負契約書の写し
- ・図面等の工事の概要が分かる資料
- ・工事前、工事中及び工事後の写真（工事の施行状況が明らかにできるもの）
- ・領収書の写し

② 提出部数 1部

③ 提出期限

助成事業が完了した日から 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 15 日（月）のいずれか早い日まで

④ 提出先

〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1 号

佐賀市都市戦略部都市政策課空き家対策室（本庁 6 階）

⑤ 提出方法

持参または郵送により、紙にて提出

(4) 完了検査

上記(3)の実績報告書等に基づき、現地にて事業の完了検査を行います。

(5) 補助金の額の確定の通知

上記(4)の検査完了後、適正であれば補助金の額を確定し、「確定通知書」を交付します。

(6) 補助金の請求及び支払い

上記(5)の確定通知後、「交付請求書【様式第 8 号】」を提出してください。当該請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

(7) その他注意事項

・補助事業の取組内容を動画にするなどにより、空き家の改装の過程や効果を可視化し、ホームページ等で情報発信する予定です。取材・撮影等に対して協力をお願いします。

11 助成金申請の手続き（フロー図）

